# 入 (日本人同士の婚姻)

### ①【届出日】

- ・窓口での届出日を記入
- ・郵送の場合は記入日を記入

# 2 【氏名】

戸籍に記載されている氏名 を記入

3【生年月日】元号で記入

# 4【住所】

アメリカの住所を日本語で記入 St. Ave. Dr. Ln. Pl. 等は"通り"

# **6**【本籍】

戸籍に記載されている本籍及び 筆頭者の氏名を記入

6【父母及び養父母の氏名】 父母が婚姻中であれば、母は名 のみ記入(養父母も同様)

### ₹ 【夫/妻の氏】

婚姻後に夫婦が称する氏に チェック

#### 8【新本籍】

- ・希望する新本籍を記入。ただし、
- ⑦でチェックした人が既に戸籍 の筆頭者になっているときは、 記入しない
- 「2-2」のように略記又は 「−」は使用せず、「二丁目 2番」のように正確に記入

# 【注意】

・本籍は住所(住居表示)とは必 ずしも一致しないので、特にこ れまでの本籍地以外に新本籍を 設定する場合は、事前に該当市 区町村役場に対し新本籍の設定 が可能であるか確認の上、ご記 入ください。

## ⑩【届出人署名】

・戸籍に記載されている氏名を 記入、押印は任意

#### 婚 姒 届

令和 4 年5 月1 日 届出

在サンフランシスコ日本国

在サンフランシスコ日本国総領事館 2025年4月1日改訂 受 理 令和 月 号 送付 令和 年 月 第 号

公館印

書類調査 戸籍記載 記載調査 調查票

	大になる人	妻 に な る 人
(よみかた)	やまだ たろう	すずき はなこ
_	氏 名	氏名
氏 名	❷ 山田 太郎	鈴 木 花 子
生 年 月 日	❸ 昭和63年 10月 11日	平成5 年 6 月 4 日
	② アメリカ合衆国カリフォルニア州	左に同じ
住 所	フォスターシティ市サター通り245	
	世帯主 の氏名 山田 太郎	世帯主 の氏名 左に同じ
本 籍	愛知県名古屋市南区大森	東京都千代田区霞が関
/外国人のときは、	三丁目15 第23	二丁目2 🏥
(国籍だけを書い) てください	年頭者 山田 陽介	筆頭者 鈴木 一郎
父母及び	父6 山田 陽介 続き柄	父 鈴木 一郎 続き柄
養父母の氏名父母との続き柄	母 春子 長男	日 裕子 二 二 二 五 女
/右記の養父母以外にも >	養父続き柄	養父続き柄
養 父 母 が いる 場 合 に は その他の欄に書いてください	養母 養 子	養母 養 女
婚姻後の夫婦の	▼ 夫の氏   新本籍(左の2の氏の人がすでに戸籍	の筆頭者となっているときは書かないでください)
氏・新しい本籍	□妻の氏 3 愛知県名古屋市南	区大森三丁目15 番 3
同居を始めたとき	令和2年 12 月 (	結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください
初婚・再婚の別	☑初婚 再婚 (□死別 年 月 日)	☑初婚 再婚 (□死別 年 月 日)

1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯

2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯

同居を始める 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々

前の夫婦のそれ または1年未満の契約の雇用者は5) ぞれの世帯の

4. 3にあてはまられ 別紙「職業・産業例示表」を参照し、 おもな仕事と 妻 5. 1から4にあて → → 番号をご記入ください。 → → 6. 仕事をしている

(国勢調査の年… 令和7 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫婦の職業

0 2 0 3 夫の職業 妻の職業 の方式により婚姻成立、サンフランシスコ郡 作成の 令和 4年 4月11日

アメリカ合衆国 婚姻証書添付。 カリフォルニア州 登録官 ↑日本の方式により婚姻する場合は記入しない

**⑨** (例)婚姻証明書に記載されている妻の氏名は、アメリカで使用 しているもので、戸籍上の氏名と異なるが同一人物である

⑨婚姻届、婚姻証明書、出生証明書及び戸籍上の氏名は、すべて一致して いることが原則ですが、相違がある場合はその理由をご記入ください

届出人署名

(※押印は任意) 事件簿番号

そ

0

他

●山田太郎

EII

鈴木花子

印

(届出人の連絡先及び電話番号

所: 245 Sutter St., Foster City, CA 94000

電話番号 : 415-780-6000 メールアト レス : hanakosuzuki@gmail.com

#### 【証人欄について】

- ・外国の方式により婚姻をする場合(アメリカの方式で婚姻が成立している場合) は、証人欄(届書の右上)の記入は不要です。
- ・日本の方式により婚姻をする場合は、証人欄(届書の右上)に成人2人の署名が必要 です。(証人は外国人でも可能)